



小千谷市は  
新婚夫婦のみなさんの  
新生活をサポートします。

最大補助額  
60万円

令和8年1月1日～令和9年3月31日に婚姻した夫婦の、新生活のスタートアップ費用を補助します。

対象世帯

- 夫婦ともに婚姻日における年齢が**39歳以下**であること
- 夫婦の**合計所得が500万円未満**であること  
(奨学金を返還している場合は合計所得額から控除します)
- 夫婦ともに小千谷市に住民票があること
- 市税等の滞納がないこと
- 5年以上継続して小千谷市内に居住する意思があること



補助額

夫婦ともに  
29歳以下の場合 **最大60万円**

夫婦ともに  
39歳以下の場合 **最大30万円**

対象となる経費

令和8年4月1日～令和9年3月31日に支払った次の費用

1 住宅取得費

市内の住宅を取得するために要した費用  
※土地の購入費は対象となりません。

2 住宅賃借費

市内住宅を賃借するために要した次の費用  
賃料 / 敷金 / 礼金 / 共益費 / 仲介手数料

3 リフォーム費

市内の住宅を改修するために要した費用  
※倉庫・車庫・門・フェンス・植栽等の外構に係る工事は対象となりません。

4 引越費用

市内の住宅に引越しをするために、  
引越業者または運送業者に支払った費用

※婚姻日以前1年前に支払った費用も対象になる場合がありますのでご相談ください。

● **申込期限：令和9年2月26日(金)まで** ※申請を検討される場合は必ず事前にお問い合わせください。

本件に関する  
お問合せ

小千谷市 商工振興課 U・Iターン支援室

〒947-8501 新潟県小千谷市城内2-7-5

電話：0258-83-3556 E-mail: ui-turn@city.ojiya.niigata.jp

メールアドレスは  
コチラ➡

